

令和7年度 定額減税不足額給付金申請書(請求書)(不足額給付1)

転入者用

※ 不足額給付金とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)^注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注：調整給付金(当初給付分)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

支給市区町村
(令和7年度個人住民税の課税市区町村)

山形市長

市受付印

【本様式での申請が必要な方】

令和6年中に他の市区町村や海外から山形市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記の支給要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。

- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例：お子さまが出生された)
- ・当初調整給付後に税額修正が生じ、令和6年度住民税所得割が減少したなど

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の支給要件に該当する場合、山形市において算定した支給額が支給されます。山形市における算定の結果、0円となった場合、不足額給付金は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額)に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

- ② 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、山形市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。
- ⑤ この申請書は、山形市において支給決定をした後は、不足額給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥ 山形市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年11月20日までに、山形市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑦ 不足額給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や支給要件に該当しないことが判明した場合は、不足額給付金を返還します。(意図的に虚偽の記載した場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。)

1. 申請者・請求者

フリガナ 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	西暦 年 大正・昭和・平成 年 月 日	〒 山形市 電話 ()

【代理人が申請・請求する場合は、次の枠内をご記入ください】

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
			西暦 年 大正・昭和・平成 年 月 日	〒 山形市 電話 ()
上記の者を代理人と認め、不足額給付金の申請・請求を委任します。			申請者氏名	署名(ただし、自書でない場合は押印が必要)

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(申請者の口座名義に限ります。)

通帳またはキャッシュカードの写しが必要です。長期間入出金のない口座は記入しないでください。

金融機関名		支店名	種目	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 2.信用金庫 3.農協 4.信用組合 5.労働金庫	本店 支店 出張所	1普通		
		支店コード	2当座		

提出書類

『令和7年度 定額減税不足額給付金申請書(請求書)』(本書類)

※ 必要事項をご記入ください。

- 誓約・同意事項(表面中段)
- 申請者(または代理人)の氏名など(表面下部)
- 振込口座(裏面上部)
- 署名(裏面下部)

『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書 など』

※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。

↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。

『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』

『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』

※ 給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

『本人および代理人の本人確認書類の写し(コピー)』

※ 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

『振込口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に添付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、提出書類の不備はありませんか。
(チェック漏れや提出書類の不備がある場合、申請は受付できません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和7年 月 日 申請者氏名

本人確認書類等貼付用紙

本人確認書類のコピー 貼り付け欄

本人確認のため、必ず貼り付けしてください

※例：運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(顔写真の面)など(いずれか1つ)

※運転免許証の裏面にも住所等の印字がある場合は、裏面もコピーしてください。

※代理人(次の法定代理人を除く)が申請する場合は、本人+代理人の本人確認書類のコピーを貼り付けしてください。

※法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいいます)が申請する場合は、法定代理人の本人確認書類及び登記事項証明書のコピーを貼り付けしてください。

通帳またはキャッシュカードのコピー 貼り付け欄

誤振込防止のため、表面に記載した口座情報がわかる書類を必ず貼り付けてください。

※必要情報：金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のフリガナ

※口座名義に「成年後見人」や「保佐人」とある場合は、成年後見人または保佐人の本人確認書類及び登記事項証明書のコピーを上枠内に貼り付けしてください。